

令和2年 鱒ヶ沢町農業委員会 第3回定例総会会議録

令和2年3月12日（木）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 3階第4委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会

◎出席委員 13名

1番	兼岡 正英	10番	兼平 昭光
2番	神 文人	11番	對馬 孝
3番	三上 三樹	12番	木村 重美
4番	佐藤 松子	13番	工藤 清
5番	木村 暢子		
6番	木村 賢一		
7番	工藤 修二		
8番	工藤 文信		
9番	井上 豊久		

◎欠席委員 0名

事務局	1. 開会 ただ今より令和2年第3回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を6番の木村委員、12番の木村委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 令和2年2月13日 「農地の転用事実に関する照会書」に係る調査結果の概要について 場 所：鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸131番地3 外1筆 出席者：對馬孝委員、兼岡正英委員、木村賢一委員、事務局（太田）</p> <p>報告第1号農地の転用事実に関する照会書に係る調査結果の概要について説明致します。青森地方法務局五所川原支局から令和2年2月5日付で照会がありました。</p> <p>申請者の住所・氏名は記載のとおりです。不動産の表示及び地目変更登記申請事項は、大字舞戸町字鳴戸131番地3、地目畑、面積311㎡、外1筆であります。変更後の地目申請は宅地、地目変更の日付は年月日不詳となっているという照会事項ですが、現況が農地であるか否か、転用許可がされているか否か、現状回復命令が発せられる見込みの有無などについて照会があったものであります。</p> <p>当農業委員会の調査結果内容といたしまして、現地調査年月日は令和2年2月13日、現地調査委員は、對馬委員、兼岡委員、木村委員が調査委員として立ち会っております。</p> <p>結果内容について申請者立会いのもと調査した結果は次のとおりです。</p> <p>申請地の舞戸町字鳴戸131番3外1筆については、登記地目は畑であります。申請者の先代が転用許可等を受けずに車庫を建設したものであります。今回、相続した申請者において宅地への変更申請がなされたものであります。現地調査にあたった農業委員3名とも、現況について非農地であると認定をしたため、五所川原法務局には、その旨の調査結果を報告したものであります。</p> <p>報告年月日は令和2年2月14日であります。</p> <p>報告第2号 令和2年2月19日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鱈ヶ沢町役場第1委員会室 出席者：神文人委員、茶谷秀光委員、事務局（太田）</p> <p>報告第3号 令和2年2月20、28日、3月2日、3日 令和2年鱈ヶ沢町議会第1回定例会 場 所：鱈ヶ沢町役場議場 出席者：工藤清会長、事務局（太田）</p>

事務局	以上諸般の報告を終わります。
議長	<p>5. 議案の上程 議案の上程を致します。</p> <p>議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第13号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第14号 令和2年度下限面積（別段面積）の設定について</p> <p>以上3議案を上程致します。</p>
議長	<p>6. 議案の審議 議案の審議に入ります。議案第12号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。 まず、番号10番について議事参与の制限の規定に該当する案件がありますので関係委員の一時退席をお願いします。</p> <p>(委員一時退席)</p>
議長	それでは番号10番について事務局に説明を求めます。
事務局	<p>農地法第3条第1項の規定により、許可申請書の提出があった件について農業委員会の許可を求めるものであります。 議案第12号番号10番の詳細について申し上げます。</p> <p>番号10 農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋前田184番地1 地目 登記簿 田 現況 田 面積 3,768㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 農地移動適正化あっせんによる売買での所有権移転です。</p> <p>資料7頁をご覧ください。 第2項の第1号から第7号までありますが、2項の第7号をご覧ください。 冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>

議長 ただいま事務局より番号10番について説明がありましたが、番号10番についてあっせん委員会を開催しております。
今回のあっせん委員にあたった茶谷秀光委員より結果報告をお願いします。

茶谷秀光委員 それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。議案第12号10番をご覧ください。
譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。
譲渡人所有の北浮田町字外馬屋前田184番1、登記簿地目・現況とも田で、その面積が3,768㎡の移動に関して、令和2年2月19日、午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。
会長から指名されましたあっせん委員は、私と農業委員の神文人委員の2名です。
本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を75万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。なお、10アール当たりでは、約20万円となります。
以上報告をおわります。

議長 それでは議案12号番号10番について早速審議に入ります。
議案第12号番号10番につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第12号番号10番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第12号番号10番農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。
一時退席の関係委員は自席にお戻りください。

(委員着席)

議長 続きまして議案12号番号11番について事務局に説明を求めます。

事務局

番号 1 1
農地の所在 鯉ヶ沢町大字赤石町字山岸 1 2 6 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 3, 4 5 3 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
農地移動適正化あっせんによる売買での所有権移転です。

資料 7 頁をご覧ください。

第 2 項の第 1 号から第 7 号までありますが、2 項の第 7 号をご覧ください。

冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、函面等により利用状況等調査いたしました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

ただいま事務局より議案 1 2 号番号 1 1 番について説明がありましたが、番号 1 1 番についてあっせん委員会を開催しております。
今回のあっせん委員にあたった茶谷秀光委員より結果報告をお願いします。

茶谷秀光委員

それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。議案第 1 2 号 1 1 番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の赤石町字山岸 1 2 6 番、登記簿地目・現況とも田で、その面積が 3, 4 5 3 m²の移動に関して、令和 2 年 2 月 1 9 日午前 1 0 時 2 0 分から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は、私と農業委員の神文人委員の 2 名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を 8 6 万 3 千円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。なお、1 0 アール当たりでは、約 2 5 万円となります。

以上報告をおわります。

議長

それでは議案 1 2 号番号 1 1 番について早速審議に入ります。

議案第 1 2 号番号 1 1 番につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 1 2 号番号 1 1 番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第12号番号11番農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。
続きまして議案12号番号12番から事務局に説明を求めます。

事務局

番号12

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字島田181番地

地目 登記簿 畑

現況 樹園地

面積 2,590㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号13

農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字米山16番地

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 454㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号14

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字雲雀野136番地42

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 65㎡

外畑1筆 計2筆

合計面積 328㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号15

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字石神22番地

地目 登記簿 畑

現況 樹園地

面積 3,950㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号16

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢84番地10

地目 登記簿 畑

現況 樹園地

面積 6,182㎡

外樹園地1筆 計2筆

合計面積 6,884㎡

事務局

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
売買による所有権移転です。

番号 17

農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字早田 230 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,643 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
贈与による所有権移転です。

番号 18

農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字今須 267 番地 2

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 3,799 m²

外畑 1 筆 計 2 筆

合計面積 7,166 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
贈与による所有権移転です。

以上 7 件を申し上げましたが、資料 7 頁をご覧ください。

第 2 項の第 1 号から第 7 号までありますが、2 項の第 7 号をご覧ください。

冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。また、番号 16 番については、りんごの木が病気に罹っているため、平畑として利用することです。以上です。

議長

それでは議案 12 号について早速審議に入ります。

議案第 12 号につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 12 号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 12 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

続きまして議案第 13 号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

議長

まず、番号41番について議事参与の制限の規定に該当する案件がありますので関係委員の一時退席をお願いします。

(委員一時退席)

議長

それでは番号41番について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第13号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてご説明致します。13頁をご覧ください。

番号41

農地の所在 鱒ヶ沢町大字深谷町字菅沼11番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,944㎡

外5筆 合計6筆

合計面積 7,772㎡

再設定

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今議案第13号番号41番について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第13号番号41番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第13号番号41番農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。一時退席の関係委員は自席にお戻りください。

(委員着席)

議長

それでは議案13号番号41番以外のものについて事務局に説明を求めます。

事務局

議案第13号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてご説明致します。10頁をご覧ください。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	16件	126, 296 m ²
新規	5件	56, 850 m ²
計	21件	183, 146 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	48筆	145, 890 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	20筆	37, 256 m ²
計	68筆	183, 146 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	21名
借手農家	15名

地目別面積

田	141, 065 m ²
畑	42, 081 m ²
樹園地	0 m ²
計	183, 146 m ²

3. 総地目別面積

田	141, 065 m ²
畑	42, 081 m ²
樹園地	0 m ²
計	183, 146 m ²

事務局

4. 農地中間管理機構

出し手農家 4名
受け手農家 3名

地目別面積

田	7, 429 m ²
畑	14, 901 m ²
樹園地	0 m ²
計	22, 330 m ²

つづきまして詳細についてご説明致します。

番号36

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字大谷37番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4, 208 m²

再設定

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り0.5俵(玄米)で契約しております。

番号37

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津115番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 15 m²

外田2筆 合計 3筆

合計面積 4, 915 m²

再設定

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号38

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上高根山441番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2, 186 m²

外田2筆 合計 3筆

合計面積 8, 822 m²

再設定

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

事務局

番号39

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字床夏282番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 951 m^2

外田1筆 合計 2筆

合計面積 6,386 m^2

再設定

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号40

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上唐松26番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 129 m^2

外田3筆 合計 4筆

合計面積 4,500 m^2

再設定

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で6俵での契約です。

番号42

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字家岸119番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,325 m^2

外田1筆 合計 2筆

合計面積 9,668 m^2

再設定

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り26,000円で契約しております。

番号43

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪77番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 92 m^2

外田3筆 合計 4筆

合計面積 4,709 m^2

再設定

利用目的 田

事務局

期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 44
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永 2 2 2 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 7, 274 m²
再設定
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 45
農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 1 4 7 番地 1 の a
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 8, 696 m²のうち 5, 000 m²
再設定
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 46
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下清水崎 5 4 番地 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 3, 170 m²
外 田 1 筆 合計 2 筆
合計面積 4, 754 m²
再設定
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 47
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎 2 6 3 番地 1
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 3, 638 m²
外 畑 1 筆 合計 2 筆
合計面積 6, 803 m²
再設定
利用目的 大豆

期 間 5年
賃借料 全部で25,000円での契約です。

番号48
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎227番地
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 1,425㎡
外 田1筆 合計 2筆
合計面積 4,965㎡
再設定
利用目的 そば、田
期 間 5年
使用貸借での契約です。

番号49
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井44番地1
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 2,654㎡
新規設定
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号50
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上山ノ井22番地2
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 118㎡
外 田20筆 合計 21筆
合計面積 37,330㎡
新規設定
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号51
農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生4番地1
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 2,272㎡
外 田1筆 合計 2筆
合計面積 4,534㎡
再設定

事務局

利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 5 2
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢 1 4 8 番地 1
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 11,681m²
新規設定
利用目的 大豆
期 間 5年
賃借料 全部で 40,000 円での契約です。

番号 5 3
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平 1 7 3 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 490m²
外 田 5 筆 畑 1 筆 合計 7 筆
合計面積 40,310m²
再設定
利用目的 大豆
期 間 5年
賃借料 全部で 80 万円での契約です。

番号 5 4
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲 1 9 8 番地 1 の a
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 3,133m²のうち 2,000m²
新規設定
利用目的 野菜
期 間 5年
賃借料 10a 当り 5,000 円で契約しております。

番号 5 5
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字島田 5 番地 2
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 3,185m²
新規設定
利用目的 田
期 間 10年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

事務局

番号56
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田129番地1
地目 登記簿 田
現況 田
面積 1,676㎡
再設定
利用目的 田
期間 10年
使用貸借での契約です。

番号57
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上唐松28番地2
地目 登記簿 田
現況 田
面積 41㎡
外田8筆 合計 9筆
合計面積 7,429㎡
再設定
利用目的 田
期間 令和2年3月19日からの10年間
賃借料 全部で6俵（玄米）で、農地中間管理事業を利用する契約です。

番号58
農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢66番地8のa
地目 登記簿 畑
現況 畑
面積 2,696㎡のうち1,348㎡
新規設定
利用目的 野菜
期間 20年
賃借料 全部で4,000円で、農地中間管理事業を利用する契約です。

番号59
農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字上菖蒲沢66番地8のb
地目 登記簿 畑
現況 畑
面積 2,696㎡のうち1,348㎡
新規設定
利用目的 野菜
期間 20年
賃借料 全部で4,000円で、農地中間管理事業を利用する契約です。

番号60
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾268番地1

事務局

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 12,205㎡

新規設定

利用目的 畑

期間 10年

使用貸借で、農地中間管理事業を利用する契約です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今議案第13号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第13号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第13号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。

続きまして議案第14号、令和2年度下限面積(段別面積)の設定について事務局に説明を求めます。

事務局

令和2年度下限面積(段別面積)の設定についてであります。この件につきましては、平成21年農地法改正により鱈ヶ沢町では別段面積を設定せず、鱈ヶ沢全地域を下限面積50aとし現在に至っております。

今回、国の指導により毎年1回、農業委員会総会において別段面積の取り扱いについて協議・審議するように指示があったことにより、議案提案として提出するものであります。

令和2年度の下限面積の設定については記載のとおりとします。

(1)として農地法施行規則第17条第1項の適用について、現行の下限面積50aの変更は行わない。理由として2015年の農林業センサスで、管内の農家で50a以上の農地を耕作している農家が全農家数の8割を超えているため。

(2)として農地法施行規則第17条第2項の適用について、現行の下限面積50aの変更は行わない。理由として管内の耕作放棄率が2.8%と低く、新規就農者の参入の妨げにならないため、50aを変更しないことにします。

以上です。

議長	<p>ただ今議案第14号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第14号、令和2年度下限面積(段別面積)の設定について、原案どおり決定することに致します。</p>
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>(午前10時40分)</p>
	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は4月10日(金)午前10時に開催予定。 <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 木 村 賢 一</p> <p style="text-align: right;">" 木 村 重 美</p>